

アメリカ連邦最高裁における公教育像の考察（二） Tinker 判決をきっかけとして

渡 辺 英 雄

Abstract

In this article, I consider how the Supreme Court of the United States has applied the standard adopted by *Tinker*, whether teachers can constitutionally restrict the student's freedom of speech, to later cases. Especially, I refer to three cases in which the Supreme Court applied that standard in the 1980's.

It the *Pico* case at 1982, plurality opinion of the judges decided that removal of certain books from school libraries by the board of education was unconstitutional because the special characteristics of the school library made it's environment especially appropriate for the students to recognize their First Amendment rights. As to matters of curriculum, instead, discretion was recognized broadly to accomplish the duty of inculcating community values upon students.

In *Fraser* at 1986, the regulation by school officials concerning obscene speech of student at the assembly as a curriculum was judged constitutional because the school mission of education could be violated if it was permitted.

The *Hazelwood* judgment in 1988 was a crucial shift. Opinion of the court distinguished the speech, which is the personal expression of the student in the *Tinker* case, and 'the school sponsored speech'. And a passive jurisdiction rule was applied to the latter one so as to allow the school officials to exercise extended authority.

Through the consideration of these judgments, then, I present the conclusion that the purpose of the public education which the Supreme Court of the United States has set up, is consistently based on "Civil Education".

キーワード.....公教育の目的 主権者教育論 人間教育論 Tinker 判決

はじめに

1. 4つの先例と Tinker 判決の意義（以上 20号）

2. 80年代における連邦最高裁判決（本号）

（1）Pico 判決（1982）

(2) Fraser 判決 (1986)

(3) Hazelwood 判決 (1988)

(4) 小括

結びにかえて

2. 80年代における連邦最高裁判決

これまで、Tinker 判決とそこに引用されたアメリカ連邦最高裁における 60 年代の五つの判決を概観し、そこに示された公教育像について述べてきた。それは、主権者を育成するという目的を肯定しつつ、その手段として子どもの自治および自由を拡大するというものであった。では、そのような傾向はその後も継続していったのだろうか。結論からいえば、80年代に入って連邦最高裁の態度は変遷していく。以下では、三つの判決を検討することによって、その流れを見て行くことにする。

(1) Pico 判決¹⁾ (1982)

連邦最高裁は 1979 年の Ambach 判決²⁾において、公民育成が公教育の目的であり、そのため公立学校機能は州政府のそれであることを明示的に認めた³⁾。しかし、Tinker 以前の判例がそうであったように、どの程度まで裁量が認められるかといった点については未解決であり、学校における州機関の決定が生徒の憲法上の権利と対立した場合に両者を調和させる基準は依然として必要とされていたわけである。本件は、こうした状況の中、80年代の最初に州の機能たる公教育と、生徒の修正一条の権利とが衝突する事件として、連邦最高裁で審理されたものである。

この事件の主要な問題点は、ニューヨーク州のある学区内において、地方教育委員会が「反アメリカ的、反キリスト教的、反ユダヤ的であり、そして単に下品である」と認定した 9 冊の本を、中学及び高校の図書館から撤去するよう命じたことが、生徒の修正一条の権利を侵害するか否かであった。

本判決は、9 人の裁判官が 7 つの意見を示すという特殊なものであり、法廷意見は形成されず、Brennan 裁判官による相対的多数意見 (plurality opinion) によって、教育委員会の行為が違憲であるとの判断が支持されるに至った。

相対的多数意見は、図書館に所蔵された本を読む生徒の修正一条の権利を「情報を受け取る権利」とし、教育委員会が、自らが反対する思想へのアクセスを否定しようと意図してその排除決定を行った場合は違憲となると判示した⁴⁾。

その中で注目されるのは、このような結論を導き出す過程で、図書館の性質について判示している部分である。すなわち、図書館とは「生徒が調査し、学び、評価し、新たな成熟と理解

を得るための自由な場所でなければならない」のであって、「学校図書館の使用は、生徒にとって完全に自発的なものである。生徒が図書館から本を選ぶことは、まったく自由に選択し得る事項であり、図書館とは生徒に自己教育および自己の資質を高めるために完全に任意の機会を与えるものである」⁵⁾と述べている箇所である。

つまり、中等教育における図書館を、価値を教え込むという場所ではなく、自らが真理を追求する場所として、同じ学校内においてもカリキュラムとは性質が異なると解している。相対的多数意見は、学校図書館を、Tinker の先例である Shelton・Keyishian 両判決で示されたような、アカデミック・フリーダムの要素を前面に出した場所であり、抑圧されていない自由な環境から生み出された学業の成果によって、知的人間を育成する場所である、と捉えているのである。

そして、この図書館の性質とは対照的に、カリキュラムにおける教育委員会の裁量について、以下のように述べている。すなわち、「上訴人〔教育委員会〕が、社会の諸価値を教え込むという自らの責務をよりどころとして、カリキュラムの事項に関する自らの絶対的な裁量を主張することは理に適っている」⁶⁾ (〔〕内執筆加筆) と。

相対的多数意見によれば、州の持つ教育権限の範囲は、価値の対立が引き起こされた教育環境が、強制的であるか自発的であるかの性格の違いによって変化するのである。

なお、相対的多数意見の問題点を指摘する論もあるが、本稿の目的である、連邦最高裁の示す公教育像を明らかにすることは直接に関係しない。したがって、詳細な検討は行わないが、以下に簡単に列挙することとする。その批判は、相対的多数意見が、「動機テスト」を採用したことに対して向けられている。すなわち、蔵書へのアクセスが生徒の情報を受け取る権利に含まれるとする一方で、教育委員会による除去決定がいかなる動機に基づくものであったかを判断するという同テストは、ひとたび除去が行われれば、その動機如何によらずとも、除去された本へのアクセスが不可能となるため、結果として生徒の情報を受け取る権利が侵害されるという事実を無視している、という批判である。また、教育委員会による除去決定が、本の内容に「教育的適切性」が無いという理由に基づいて行なわれた場合に合憲となると判示しているが、教委のそのような教育的判断こそ、彼らが持つ価値を教え込むという権限の行使に他ならず、「自発的環境」として図書館をカリキュラムと区別したことに矛盾する、といった指摘である⁷⁾。

Burger 首席裁判官や Rehnquist 裁判官の記した反対意見は、子どもに価値を教えるという公教育の目的から、図書館にも当然に教育委員会の権限が及ぶし、また蔵書の選択は教育委員会の決定する事項であるとして、Brennan 裁判官による図書館とカリキュラムの区分を否定している。本件の時点では、Ambach 判決によって認められた、州およびその機関たる教育委員会の公立学校に対する全面的な権限の内容は、法廷意見には至らない相対的多数意見の中ではあるが、学校図書館という限定された場所で、制約される結果となった。

(2) Fraser 判決⁸⁾(1986)

Pico 判決では、図書館とカリキュラムをその性質から二分し、結果として図書館については教育委員会に一定の譲歩が求められた。これに対し本件は、カリキュラムである学校活動の一部として行われた集会で、学校が伝えようとする価値と対立する表現行為が生徒によって行われたケースである。Pico 判決において、広範な裁量が認められ得るとされた、カリキュラムにおける州および教育委員会の権限が、どの程度まで生徒の修正一条の権利に優越するのにかつき、裁判所が明確な判断を下すこととなったのである。

事件の概要は以下の通りである。ワシントン州の公立高校に於いて、学校の援助する自治のプログラムの一環として、授業時間中に生徒らによる自発的な学校集会が行われた。集会にはおよそ 600 人の生徒が参加し、その多くは 14 歳であった。本件被上告人である生徒は、その集会で生徒会執行部への候補者推薦演説を行ったが、その中で「精緻で、写實的で、そして露骨な性的隠喩の表現」を用いたため、学校が定めた規則に違反するとの理由で、停学処分となった。これに対し当該生徒とその親が、彼の修正一条の権利である言論の自由を侵害されたとして訴えたのが、本件である。連邦地裁および控訴裁判所は、生徒側の訴えを認めると判断したため、学区により上告されたものである。

Burger 首席裁判官による法廷意見は、まず本件のような性的な内容を持つ言論と、Tinker 事件における政治的見解の受動的な表現 (passive expression) を画然と区別した。そして、前者のような言論が学校集会において禁止されるべき理由を、公立学校の「価値を教え込む機能」に求めた。このことは、以下の部分に明示的に現れている。

「憲法のいかなる規定も、州がいくつかの表現様式が不適切で制裁を受けるものであると主張することを禁じてはいない。これら〔民主的政治体制の維持に必要な基本的価値〕の教え込みは、まさに学校業務なのである」⁹⁾(〔〕内執筆者加筆)。そして、「州の機関としての学校は、卑俗的、猥褻な、あるいは人を不快にさせるような言論や行動を許容しては、市民的かつ分別のある行動の本質的な教授は行えない、と決め得る」¹⁰⁾。

また、未成年者を卑俗で不快な話し言葉にさらすことから保護する利益をあげ、特に当該性的な言論が生徒 600 人の出席する学校集会という場で行われたことが、10 代の女生徒に対してはひどく侮辱的で、14 歳の生徒にとってはひどく有害であったと述べた。

このように Fraser 判決法廷意見は、生徒の修正一条の権利について、表現の内容によって保障の程度が変化すると判断し、「侵害原理」に基づく規制のみを合憲とした Tinker テストが予定していなかった領域を創出することとなった。法廷意見は黙示的に、Tinker テストは政治的表現にのみ適用され得る基準であって、性的表現には適用されないという判断を示したことになるのではないだろうか。そしてその理由を、子どもに一定の価値を伝達し市民としての資質を養うという学校の教育目的に求めたのであって、対立する価値がその教育的使命 (educational mission) を侵害する限りにおいて、州機関による規制を合憲としたのである。

また、本件において注目すべきは、これまで学校における州と私人の憲法上の権利との対立の場面において、私人の憲法上の権利を尊重してきた Brennan 裁判官が、本件において当該生徒の表現活動を許容しないことを認めた法廷意見に対し同意意見を付したことである。

彼は、言論の内容によって基準を異にした法廷意見の手法は採用せず、また、生徒の行った表現は「猥褻」ではなかったとしながらも、本件制限を認める根拠を、次のように述べた。

「高校生に市民的および効果的な公の演説 (civil and effective public discourse) のやり方を教えること、そして、学校教育活動の混乱を避けるということに、州が利益を持っているのは事実である。それゆえ当法廷は、特定の状況下で、学校の教育的使命 (educational mission) を侵害すると教職員らが推断した演説を学校集会において行ったという理由で、当然に高校生は懲戒され得る、と判示したのである。学校内でも、市民的な公の演説を教授および維持する学校の正当な利益がさほど重要でない、異なった状況のもとで、被上訴人がそれを行っていたならば、彼の演説は十分保護され得たであろう」¹¹⁾。

Brennan 裁判官の意見は、このような判断が Tinker テストに基づくものであると明示してはいない。しかし、もし彼が同テストを想定して判断しているとすれば、「物理的かつ実体的に」教育活動を侵害したかを問う手法とは異なり、「公の演説のやり方を教える」という、教師が生徒に特定の価値を伝達する教育機能それ自体を何らかの形で侵害した場合にも、生徒の修正一条の権利が制限されるという判断基準を示したことになるのである¹²⁾。

法廷意見や Brennan 裁判官による同意意見のような基準によれば、生徒の憲法上の利益に対立する州機関の裁量が勝るかどうかを判断するために、以下の事項を審理する必要がある。すなわち、当該事件で問題となっている教育プログラムは、生徒にいかなる価値を伝達するために設定されたのかという、教育目的の個別的な認定、および、その目的と対立する - と教職員が認定した - 生徒の言論を容認することが、実際に価値伝達の機能を阻害するか、ということである。

生徒の特定の言論に含まれる価値と、学校がそれを許容しないことによって伝えられる価値のバランスをとるといふ司法判断の手法は、教育内容に関する詳細な審理を裁判所に要求することを意味する。本件では、問題となった言論が性的な内容を含んでいたことで、それが容易になったともと思われる。

(3) Hazelwood 判決¹³⁾ (1988)

Ambach 判決以降、Pico 判決では図書館とカリキュラムの二分法がとられ、図書館に関しては修正一条の権利が優位する結果となった。そしてカリキュラムに関しては、表現の規制が正当な教育目的を持つか、規制の手段は目的との実質的関連性があるかが Fraser 判決の中で問われた。そして、連邦最高裁が教育委員会の権限の範囲について審査する基準は、Hazelwood 判決の登場によって大きな転換を迎えることとなる。

当該事件の経緯は概略次の通りである。「ジャーナリズム」という教育プログラムの一環として、学校の援助に基づいた学校新聞「スペクトラム」が発行されていた。この新聞の製作・出版のほとんど全ての面について、担当教師が最終的な権限を持っていたことに加え、各号は校長の事前審査を必要としていた。新聞のある号に、生徒の妊娠に関する記事、および、両親の離婚が生徒に与える影響を扱った記事の2つが掲載されようとしていた。この新聞の校正刷りを校閲した校長は、妊娠記事に関して、生徒の匿名性が十分守られていないこと、および、性行為や避妊にふれた箇所が高校の年少生徒にとっては不適切であることに懸念を抱いた。また、離婚記事については、実名入りの生徒が父親に対して批判を加えていることに対し、父親に防禦する機会が与えられていないことに懸念を抱いた。そして、当該記事に必要な修正をするためには発行期日までに時間がなく、新聞そのものの印刷ができなくなると考えた校長は、これらの記事を含む2ページすべての削除を顧問の教員に命じた。この措置に対し、当該高校の新聞スタッフのメンバーであった生徒らが、校長の命令による削除が彼らの修正一条の権利を侵害したとして訴訟を提起したのである。

White 裁判官による法廷意見は、当該新聞は公の表現のためのパブリック・フォーラムにはあたらない、学校側の許可にかからしめることが合理的と認められる、学校の援助する出版、演劇製作、および他の表現活動に対して行使できる教職員のコントロール権は、Tinker 判決で明示された基準のもとでの、たまたま校内で行われる生徒の個人的表現に対して教職員が行使し得るコントロール権より広範である、学校の援助する表現活動の中での生徒表現の形式や内容について、教職員の行為が適切な教育的関心に基づいて行われている限りは、編集上のコントロール権の行使によって、教職員が修正一条を侵すことにはならない、として校長の行為を合憲と判断した。

この、「個人的表現」と「学校の援助する表現」とを区分するにあたり、法廷意見はその必要性を次のように述べる。－「教師は、その活動が教授を目的としたいかなる授業においても、参加者が学習することを確保するために、および、読み聞きする者がその成熟の水準に不適切な題材にさらされないために、そして、個々の話し手の見解が、間違っただけで学校に帰せられないことを確保するために」¹⁴⁾、学校の援助する表現に対する広範な統制権限を持つ。そうでなければ、「学校は、子どもをして文化的価値に目覚めさせ、後の専門教育の準備をさせ、そして、あるべき形で環境に順応できるように助けたりする際の主要な手段としての役割を果たすことを、過度に制限されるであろう」¹⁵⁾。

法廷意見は、公教育の目的をこのように解し、学校の援助する表現における規制は、「教師の行為が正当な教育的配慮に合理的に関連している限り」¹⁶⁾生徒の修正一条の権利を侵害しない、として、いわゆる「合理的関連性」のテストを適用した¹⁷⁾のである。

これに対し、先の Fraser 事件で、生徒による卑俗な表現の規制を合憲とした Brennan 裁判官は、この二分法を提起する法廷意見について厳しく批判する反対意見を付した。彼は、「もし、

学校の教育的思想とただ合わなかったというだけで、生徒の言論を抑圧するのを、憲法上十分正当化できるならば、学校職員は、...我々の公立学校を、自由な精神をその根源から抑圧するような『全体主義が支配する場』(enclaves of totalitarianism)に変えてしまうだろう¹⁸⁾と警告したうえで、「非文法的であったり、不十分にしか書かれていなかったり、適切に調査されていなかったり、あるいは偏見のある」ものや「学校の援助のもとに広められる生徒の言論に対する、高い基準」に達していないような、「新聞のカリキュラム上の目的を物理的に侵害する」ような学校新聞に対しては、Tinker テストのもとでも合憲的に検閲できるとして、同テストの適用を強く求めている¹⁹⁾。

Ambach 判決以降連邦最高裁で展開されてきた、州機能たる公立学校においての、学校当局の教育権限と生徒の修正一条の権利との対立の調整は、この Hazelwood 法廷意見によって、アメリカにおける公教育の伝統的観念であった、「国家の若者たちの教育は、第一義的には親、教師、そして州及び地方の学校公務員の責任であり、連邦裁判所の裁判官の責任ではない」²⁰⁾という、司法消極主義を確認するかたちで決着がはかられた。すなわち、学校の援助する生徒表現を校閲する教職員の判断が「何ら正当な教育目的を持たない時だけが、生徒の憲法上の権利を保護するために司法介入が必要となるほど、修正一条の権利が“直接的かつ明らかに関係する”」²¹⁾というのである。

この結果を、教育に対する州の権限の尊重であり、教育委員会の専門的決定の尊重を意味するとも解せなくはない。だが、結果として学校内における生徒の表現は、それが純粋な個人的表現活動に該当すると認められない限り、学校当局による広範な制限を受けることとなり、修正一条の権利の保障は大きく後退したのである。

(4) 小括

Pico 判決の Brennan 相対的多数意見は、アメリカ社会に通用しなくなった「自由な学校」論を、その範囲を限定することでかろうじて存続させることに成功した。そして Fraser 事件において問題となった言論は、Tinker 事件における、学校においてそれを許容することで生徒に憲法上の自由を適切に行使する経験をさせる、という正当な教育目的を促進し得るような受動的な言論とは異なり、「精緻で、写実的で、そして露骨な性的隠喩の表現」を用いて行われたために、容易に制限される結果となったのである。

連邦最高裁は、一旦は、Tinker 判決において生徒の言論の自由の保障に重きを置き、当該言論が教育活動を実質的かつ実体的に侵害したかどうかのみを問うことによって、個々の教育活動の目的を審査するという必要性を排除した。しかし Fraser 判決で、再び、対立する価値のどちらを優先させれば正当な教育目的を促進させることに寄与するか、という個別的教育判断に踏み込んだのである。

そして Hazelwood 判決では、新たに「学校の援助する表現」というカテゴリーを創出するこ

とによって、アメリカの伝統的な公教育概念を再登場させ、司法消極主義を採ることになったのである。

一連の判決を見ると、その中で展開される公教育像は、自由放任主義的な主権者教育から、「カリキュラム」と「非カリキュラム」活動を分化させ、権威への服従を教えつつ自由を享受させるという二つの異なった要求を同時に満たす場、へと変化していったと言えるのではないだろうか。

結びにかえて

本稿で取り扱ったアメリカ教育法学における公教育像についての理論状況は、日本の教育法学においていかなる示唆を与えるであろうか。

教育における諸主体の諸権限については、子どもの学習権を基調としながらも、「人間教育」論と「主権者教育」論では、権限を分配する場面で異なる結果を生ずる。後者は、公教育の内容決定権につき、国家に一定の関与を認め得るという主張に親和的であると思われる。なぜなら、現存する社会の後継者たる未来の主権者の育成には、必然的にその社会が存続・発展するための一定の価値選択が要求され、その価値の教え込みは公共性を有するが故に公教育施政者による教育内容決定権を根拠づけるからである。このことは、アメリカ連邦最高裁の一連の判決を見てきたことで、明白である。

このように、公教育の目的を一度「主権者の育成」に求めてしまえば、その手段を如何様に設定するかを問わず、教育行政当局による教育内容への何らかの介入を認める結果となる。このことは、アメリカにおける議論でも、世取山の指摘する「自由主義」的公民教育法の文脈の中に最もよく現れている。その主唱者の一人である Ingber は、概略以下のように述べる。

学校は「基本的な市民的・道徳的美徳」の伝達によって生徒を社会へ手ほどきする義務を負うが、当局者による価値伝達のコントロールは「全体主義を折り紙つき」にする危険性もある。だが、この価値には修正一条の規範も含まれるのであり、その教え込みのためには、学校は言論の自由を語るのみならず、模範として行動しなければならないし、また生徒に経験をさせなければならない。しかし同時に、学校はある程度の秩序を要請することも事実である。したがって生徒が、秩序や権力への服従と、権力に疑問を持つための価値と技術とを持つためには、学校がどのように体系化されるべきかが問題となる。²²⁾

このように、公民教育を基軸としつつ、その問題点を克服しようとするアメリカにおける議論の中では、生徒の修正一条の権利は、価値の単一化が引き起こす多数者による専制に歯止めをかけるためという文脈、および、公民たる資質を備えるための手段として経験が保障されるという文脈、において表れるのである。

Tinker 判決は、公立学校の生徒に対し修正一条の権利を成人と同じようにストレートに適用

することで、詳細な教育論を展開することを回避したものの、やはり黙示的に公教育の目的を公民育成に求めていたのである。このことが、今日における Tinker テストの適用範囲の限定に繋がっていると考えられる。

したがって、従来から対立してきた日本の教育法学における、「人間教育」論と、「主権者教育」論について、やはり教育の目的を個人の自己形成に求める前者の立場を採り、主権者の育成は「国民一人びとりの自由な人間的成長・発達」に伴う結果として捉えるべきであろう²³⁾。そして、国家の教育内容決定権能を否定し、教育に対する法的拘束力の範囲を学校制度的基準に限定するという、教育の前国家的性格を再確認する必要があるのではないだろうか。

そうすると問題は、そのような人間的成長・発達を可能にする公教育はいかにして編成されるべきか、ということになる。つまり、特定の社会の諸価値を後世の大人たちに伝達することそれ自体に教育の公共性を求めず、一人ひとりが自己の可能性を十分に伸ばすことができるよう社会的に組織された教育が公共性を持つ、という公教育の構築である。

今後の課題は、このように「人間教育」を基礎とした教育における公共性の契機を、どのような点に求めるのかということになる²⁴⁾。

そのような視点からアメリカの公教育制度を 理念はともかくとして 考察することに意義があるのは確かであろう。その具体的な検討を今後の研究課題としつつ、ここでは、従来の基本的な枠組みを紹介するに留める²⁵⁾。

アメリカにおける公教育権の法的な基礎は、直接には修正憲法 10 条にその根拠が求められる。同条は「本憲法によって合衆国に委任されず、また各州に対して禁止されなかった権限は、各州それぞれにまたは人民に留保される」と規定している。連邦憲法は公教育制度に関する規定を持たないため、その全権は州が持つことになるのである。

すべての州憲法は、公立学校制度を設置する議会の責務を明示している。そして州議会は、教育の管理に関する法を制定する全面的な権利を持っている。しかし、公立学校の日常的な運営は、実際は下位機関である州教育委員会、および州の創出した公共団体である地方学区とその内部機関としての地方教育委員会などにその権限が委譲されている²⁶⁾。

州および地方の教育行政機関は、教育行政の素人統制と専門的指導の調和を目指し、教育委員会はその素人（民衆）統制の役割を担っている機関である。委員の選任について、州レベルにおいては知事による任命が最も多いが、地方レベルにおいては住民の直接選挙による公選制が 94.3%（1988 年調査）と、そのほとんどを占めている。

この地方教育委員会が、学区内にある各種公立学校のカリキュラムに対する詳細な決定権や、Pico 判決で問題となったような図書館の本の購入や除去に対する最終的な権限など、実際の教育活動にかかわる事項に広範な監督権を持つ。元来、このような地方分権的な教育行政体系を背景として、「どの地域でも公立学校の設置には親の協力が必要だったので、従って子どもの教育に費用を払っている親の集団意思としての価値体系と教育上の重点を学校の教育内容に反映

させることは当然」²⁷⁾であるという考え方が公教育制度の基礎となっていたのである。このような制度的枠組みそれ自体は、有効な学校自治システムを形成する可能性を十分に秘めていたと言える。

そして現在のアメリカにおいては、既存の学校制度を大きく転換させるチャーター・スクールの設置やバウチャー制度導入の検討など、教育の場に「市場原理」を導入する「改革」が志向されつつある。日本でも、ネオ・リベラリズムのもとに国家による公共的施策の見直しが検討され、公教育制度もその例外となっではない²⁸⁾。このような制度的枠組みが、公共性原理から見てどのように評価されるべきか、慎重な検討を要するところである。

以上、今後検討すべき課題を確認したに留まってしまったが、わが国の国会において教育基本法の「改正」論議が具体化している中で²⁹⁾、再度公教育像における「人間教育」論の重要性を確認して本稿を終えたい。

(完)

<注>

- 1) Board of Education, Island Trees Union Free School District. No.26 v. Steven A. Pico, 457 U.S. 853 (1982).
- 2) Ambach v. Norwick, 441 U.S. 68 (1979).
- 3) 世取山洋介「アメリカ公立学校と市民的自由 公民教育法における修正一条法理の展開」『教育法学と子ども的人権』(1998年、三省堂)138-139頁。
- 4) これは「動機テスト」と呼ばれる。同140頁。
- 5) Pico, at 868.
- 6) Id. at 869.
- 7) See, Robert Wheeler Lane, 'Beyond the Schoolhouse Gate', Temple University Press (1995), at 130-154 (Chapter 7).
- 8) Bethel School District No.403 v. Fraser, 478 U.S. 675 (1986).
- 9) Id. at 683.
- 10) Ibid.
- 11) Id. at 688-689.
- 12) これに対し Marshall 裁判官の反対意見は、Tinker テストをストレートに適用した一審と控訴審の判決を支持し、学校側が何らの物理的かつ実体的侵害をも証拠として示していないのだから、本件懲戒処分は違憲であると結論づけている。(Id. at 690.)
- 13) Hazelwood School District v. Cathy Kuhlmeier, 484 U.S. 260 (1988).
- 14) Id. at 271.
- 15) Id. at 272.
- 16) Id. at 273.
- 17) 世取山・前掲145頁。なお、「合理的関連性」と「合理的関連性」という二つの表記が見られるが、後者が正しいものと思われる。
- 18) Id. at 280.
- 19) Id. at 283-284.
- 20) Id. at 273.
- 21) Ibid.
- 22) Stanley Ingber, *Liberty and Authority: Two Facets of the Inculcation of Virtue*, 69 St. John's Law Review 421, at 443-446 (1995).
- 23) 兼子仁『教育法〔新版〕』(有斐閣、1978)196頁。
- 24) 参照、成嶋隆「憲法・教育基本法改正論批判」日本教育法学会編『教育法学の展開と21世紀の展望』(講座現代教育法第一巻、三省堂、2001)15頁以下、今野健一「『国民教育権』論の存在意義と教育法学の課題」日本教育法学会年報30号『教育法制の再編と教育法学の将来』(有斐閣、2001)66頁以下。
- 25) アメリカの制度について、坪井由実『アメリカ都市教育委員会制度の改革』(劉草書房、1998)を参照。

- 26) マーサ・M・マッカーシー、ネルダ・H・キャンブロン＝マカベ著、平原春好、青木宏治訳『アメリカ教育法 教師と生徒の権利』(三省堂、1991) 11-12 頁。
- 27) 松元忠土「アメリカ憲法の公教育における親の教育権、子どもの学習権」季刊教育法 79 号(1990) 59 頁。
- 28) 参照、成嶋隆「教育基本法改正論議と最近の教科書問題」法律時報 73 卷 4 号(2001) 1 頁以下。
- 29) 参照、堀尾輝久「教育基本法改正をめぐる状況」法律時報 73 卷 12 号(2001) 5 頁以下。

主指導教員(成嶋隆教授)、副指導教員(石崎誠也教授・山崎公士教授)